

# 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 に関する標準条例について(報告)





## ◇背景

- ・自転車関連事故は年々減少しているのに対し、
  - ①「自転車対歩行者」の事故は減少せずに横ばい
  - ②「自転車対自転車」の事故は近年増加傾向にある
- ・自転車事故の年齢層は、責任無能力者を含む未成年者が多い傾向にある
- ・自転車事故による損害賠償においては、高額な賠償が命じられるケースもある

自転車損害賠償責任保険等の加入促進は必要

- ・一部の地方公共団体においては、条例により自転車利用者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務づけ
- ・条例を制定した地方公共団体においては、条例制定後に自転車損害賠償責任保険等への加入率が増加

- ① 地方公共団体に対して条例等による自転車損害賠償責任保険等への加入義務づけを要請するとともに、
- ② 標準条例(技術的助言)を作成し、地方公共団体に周知



- ・標準条例は、
  - ①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ
  - ②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等
  - ③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供
 の3つの項目から構成

項目	対象者	条文の概要
①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ	自転車利用者	
	保護者	未成年者による利用に対して義務づけ
	事業者	事業活動による利用に対して義務づけ
	自転車貸付事業者	自転車借受人による利用に対して義務づけ
②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	自転車小売事業者	自転車購入者に対して確認
	事業者	通勤手段として自転車を活用する従業者に対して確認
	自転車貸付事業者	自転車借受人に対して自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供
③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供	都道府県	関係団体と連携し、住民に保険加入の必要性を周知
	学校設置者	児童やその保護者に対し、保険加入の必要性等について周知